

地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「半田市地域計画」という。）を変更するため、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定により半田市地域計画の案を次のように公衆の縦覧に供する。

なお、半田市地域計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、半田市長に対し、意見書を提出することができる。

令和８年７月９日

半田市長 久 世 孝 宏

1. 縦覧場所

半田市役所市民経済部農政課

半田市東洋町二丁目１番地

2. 縦覧期間

自 令和８年７月 ９日（木）

至 令和８年７月２３日（木）

毎週月曜日から金曜日まで 午前９時００分から午後４時００分まで

なお、水曜日は、午後７時００分まで

ただし、土・日曜日と祝日は除く